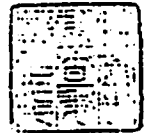


輪島市監査公表第 16 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月16日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月4日（金） 選挙管理委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度監査資料（平成25年4月から8月まで）及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 参議院議員通常選挙に係る事務については、公示、告示後の時間的制約がある中で、適正な管理執行が図られた。今年度3月においては、輪島市長選挙、輪島市議会議員補欠選挙、石川県知事選挙等の執行が予定されている。選挙事務従事者（立会人含む）の確保についても全庁的な対応を図り、各種選挙事務を的確かつ円滑に管理執行されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。